

小規模事業者向け HACCP導入支援個別相談会

参加無料

平成30年6月に改正された食品衛生法で、原則全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理に取り組むこととなり、令和2年6月1日にその法律が施行され、1年間の経過措置期間を経て、令和3年6月1日から本格施行となりました。

HACCPに関する正しい知識の習得、衛生管理計画及び記録表の作成を支援します。

会場

岡崎げんき館（岡崎市若宮町2丁目1-1）

※2階の生活衛生課までお越しください。会場のお部屋にご案内します。

対象

「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」対象事業者

日時

各日 13時30分～17時

令和7年4月23日（水）	5月15日（木）	6月24日（火）	7月14日（月）
8月26日（火）	9月18日（木）	10月29日（水）	11月25日（火）
12月15日（月）	令和8年1月27日（火）	2月26日（木）	3月23日（月）

※上記時間内で1事業者あたり60分～90分程度を予定しています。

必要なもの

お店のメニュー表や製造品目のリスト・筆記用具

支援内容

- ・「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の説明
- ・衛生管理計画及び記録表の作成

申込方法

電話、窓口にて事前申し込み制（申し込み順）

※応募者多数の場合は、日時の希望に添えないことがあります。

【担当】岡崎市保健所生活衛生課食品衛生係 TEL 23-6068 FAX 73-6600